

最高裁秘書第2862号

平成28年9月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

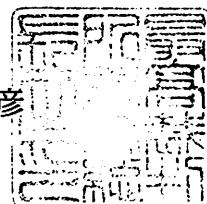
質問番号 平成28年度（最情）質問第17号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年9月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成28年9月6日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

新任の最高裁判所判事が着任したときの事務手続について書いてある文書（最新版）

(2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年7月4日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件開示申出に係る文書について「作成又は取得していない。」として、不開示としたものである。

イ 本件開示申出書記載の「最高裁判所判事が着任したときの事務手続について書いてある文書」とは、最高裁判所判事就任に伴う認証官任命式（以下「認証式」という。）並びに認証式当日及び近接する二、三日間に行われる最高裁判所判事就任に伴う諸行事（以下「就任行事」という。）に関する事務手続を記載した文書を指すものと考えられる。

ウ(ア) 認証式は宮内庁において実施されるところ、最高裁判所事務総局が宮内庁から認証式の進行に関して取得した文書はなく、これに関連して最高裁判所事務総局が作成した文書もない。

(イ) 認証式当日のその他の就任行事の実施に当たっては、担当部署において、宮内庁から認証式の日時の連絡を受けた後、認証式の所要時間を見越した上で、その内容やスケジュールを確定している。認証式翌日以降の就任行事についても、担当部署において新任最高裁判所判事の意向を確認した上で、その他の行事や事件処理等、諸事情を考慮し、実施内容やそのスケジュールを確定している。これらの内容やスケジュールの確定は、口頭での確認により行っているのであって、これらの事務手続に関する司法行政文書は作成していない。ただし、就任行事の実施事務を担当する係員が、日時や連絡先等を書き込んだメモを作成していることはあるが、これらのメモは、当該係員限りで利用し、その保存及び廃棄についても当該係員個人の判断により行っているため、当該メモは、司法行政文書に該当しない。

(ウ) また、就任行事に関連して他の部署等に対して事務連絡をすることがあるが、これらは必要に応じ、個別に口頭又は電話により行うことで足りており、これに関する司法行政文書を作成する必要はなく、現に作成していない。

エ 以上のことより、本件開示申出に係る文書はそもそも作成取得しておらず、対象となる司法行政文書を「作成又は取得していない」とした原判断は相当である。